

お客様各位

(一財)電気通信端末機器審査協会

### 電気通信端末機器の認証手続きに関わる申請書類等への押印廃止について

晩秋の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。  
日頃、当協会の業務につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今の報道にありますように、行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、規制改革推進会議が提示する基準に照らして必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされております。これまで押印を必要とされていた電気通信端末機器の認証に関わる各種様式についても、2020年11月19日の告示により、同年12月以降の押印は不要とされました。

これを踏まえ、以下の事項についてお知らせいたします。

1. 認証取扱業者（申請者）様からのご依頼に応じ JATE を経由して総務省に提出していただく書類  
以下に記す申請書類について、総務省の受理が2020年12月1日以降となるものは、押印等が不要となります。

（電気通信事業法（T 認証）関連）

- ・ 端末機器の技術基準適合認定に関する規則 様式第6号 氏名又は名称等変更届出書

（電波法（R 認証）関連）

- ・ 特定無線設備の技術基準適合認定に関する規則 様式第6号 氏名又は名称等変更届出書

2. 認証取扱業者（申請者）様から JATE に提出していただく書類

JATE への提出が2020年12月1日以降となるものについては、押印等が不要となります。

対象となる主な申請書類は以下の通りです。

（電気通信事業法（T 認証）関連）

- ・ 技術基準適合認定等申込書
- ・ 申込事務委任届
- ・ 認証証発行依頼書 等

（電波法（R 認証）関連）

- ・ 技術基準適合証明等申込書
- ・ 申込事務委任届 等

上記に関わる詳細につきましては、御社を担当しております弊協会担当者宛、お問い合わせください。認証手続きに関するご依頼は勿論、ご不明な点に関するお問い合わせにつきましても、万難を排して対応させていただきます。皆様からのご連絡・お問い合わせを、お待ちしております。

敬具